

## 残るともしび—「北風荘右衛門家文書」受贈記念展

2026年2月28日（土）～2026年4月5日（日）

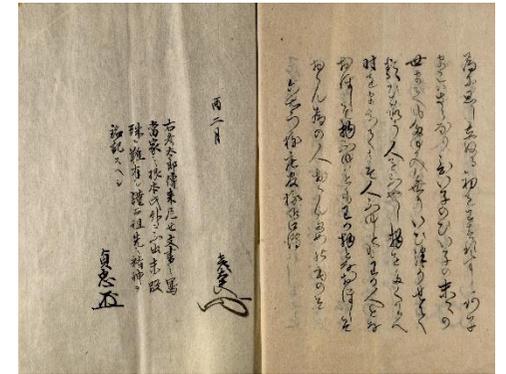
北風家は、古来より、現在の兵庫周辺を拠点にしていたといわれます。近世には7家に分かれており、そのうちの1家が北風荘右衛門家です。

北風荘右衛門家は、兵庫津北浜鍛冶屋町に居を構え、廻船の諸種積荷を扱う問屋を営んで、兵庫津屈指の豪商として知られました。文化2年（1805）には幕府から蝦夷地産物の売り捌きを、慶応3年12月17日（1868年1月1日）の神戸開港にあたっては、兵庫商社肝煎を命じられています。一方で幕末期の当主、北風荘右衛門貞忠（正造、1834-95）は密かに勤王派を援助し、初期兵庫県政にも携わりました。明治時代に入って北風荘右衛門家の家業は衰微したと伝えられますが、その足跡をうかがうことのできる資料は大切に受け継がれてきました。

皆様には、展示資料の随所からうかがえる往時の北風荘右衛門家の繁栄と、「北風荘右衛門家文書」が今日まで守り伝えられてきたことに、思いを馳せていただけますと幸いです。

### [出品資料]

指定	資料名（所蔵番号または所蔵）	作者	材質技法	員数	時代
	表系図		紙本墨書	1点	江戸時代中期～江戸時代後期
	由緒書		紙本墨書	1冊	元治元年（1864）6月
	家伝古朝鮮製鍛鉄輪燈		鉄	1双	—
	旧記抄之写		紙本墨書	1冊	江戸時代後期～明治時代写
	和歌短冊		紙本墨書	1式	（江戸時代後期～明治時代）
	御用途金三千両献納願書稿		紙本墨書	1点	（慶応4年 [1868]）
	北風遺事・残燈照古抄	安田貞信	紙本墨書	3冊	昭和9年（1934）・11年



旧記抄之写

【コレクション展示】残るともしび

1 御元商船荷物再取扱願

享保二三年(二七二八)九月

乍恐以書付奉願候

一御先祖様方私迄代々御出入仕、兵庫表海陸共御用被為、仰付、并御家中様御往來之節、御用事共奉承候而、代々無別条相勤、冥加二相叶難有奉存候、然処二十一年以前子春、居宅・土蔵・家具等迄不殘類焼仕、迷惑仕候、何とぞ時節見合居宅普請仕度奉存罷有候、然処私方へ伊予・土佐・筑前・石見・広島、右五ヶ国諸商船荷物共、船数多ク着仕候、是を以彼是取統渡世仕候内、近年右五ヶ国御大名様、兵庫御本陣五人方々御用請持之御領主様問屋船宿被 仰付候様、御願申上候所、願之通五ヶ所御大名様方被 仰付候二付、私方へ只今迄付申候、伊予・土佐・筑前・石見・広島、皆々夫々御領主様、御本陣五軒江分レ相付候故、私方へハ一艘茂着不仕候二付殿様御用御座候切ハ、数年相勤申義候へハ、弥御用茂取統丈夫相勤申度奉存候得共、右之体二候へハ、勝手指支可申哉と残念ニ奉存候、依之外々御並様之通、御領分諸商船商売荷物積登申節、於兵庫ニ私方ニテ売買仕候様ニ 御威光ヲ以被為 仰付被下候ハ、随分諸事心ヲ付、船頭中為成候様ニ、肝煎可仕候条、御慈悲之上、被為 聞召上、願之通被為 仰付被下候ハ、難有可奉存旨、奉願候以上 御宿 兵庫津北風 庄右衛門印

享保十三申年九月

松平淡路守様御内

御役人御中様

2 北風店扱品相場表

相場

江戸時代 六月二日

- 一加州米 七拾目方
一同上々 七十壹式匁
一同古米 七十式四匁
一同軽米 七十壹匁
一同大豆 四十匁
一庄内米 六十七七八匁
一最上米 六十六七匁
一同小豆 五十匁
一秋田米 六十四五匁
一同地廻り 六十六匁
一能代米 六十五六匁

一南部大豆 四十壹式匁

一同小麦 四十七八匁

一荏艸 六十四五匁

一荏粕十匁 九匁五分

一鯿粕十匁 拾三匁五分

一同上々 十式三匁

一干鰯巻斗 十四五匁

一同上々油物 壹匁式分

一金銭 六十四匁四五分

右之通御座候 百三文

六月廿一日 北風庄右衛門印

3 日記

(略)

乍恐口上

一大坂両 御番所様江八朔御祝儀

御礼相勤申候二付、罷登申候、依之乍恐御断奉申上候以上 諸問屋年寄

安永二巳年 七月晦日

御番所様

北風六右衛門

慶応四年戊辰正月情報

(付箋)「慶応四年戊辰正月情報」

過日、大坂大變二付、当津勤番并二地付同心一統離散

被致候二付、市中甚不穩、且乱妨人も可有之哉と、一統

驚察仕、不取敢御警衛之義二付、阿州様へ嘆願書差上

候写左二

乍恐嘆願仕候口上覽

一当今之御時奉恐入候御義御座候、然ル処、御支配大坂

御奉行様御供二而、御帰府被成候趣二而、当津勤番御役

人も昨夜退散被致候二付、地付役人中江相伺候処、表向

何等之御達も無之候得共、地付役人不殘勝手次第第二離散

可致旨、大坂支配向重役方通達有之候二付、無是非離散

戊辰御用日記

(略)

二月六日 初出勤 此日手掛御用無之

七日 出勤 美晴

慶応四年「二八六八」二月六日「三月三日

表紙：安永二年(二七七三)七月

一字和島少将様御下津、前夜西之宮御泊二付、寺内

遠見之後、湊惣門外御出迎、運上所江御立寄二付、八ツ時

御着網屋佐左衛門御本陣、早速御着祝生鯛巻掛

献上、御止又置二相成候事、暮半頃迄南惣会所二詰ル

八日 出勤 美晴

蝦夷地御用控

文化二年(二八〇五)八月「文化二〇年二月

御船ニ而養生被成候所、不被相勝候

二付、江戸帰府御願被差出候所、

6 蝦夷地御用控

(略)

文化二年(二八〇五)八月「文化二〇年二月

御船ニ而養生被成候所、不被相勝候

二付、江戸帰府御願被差出候所、

御聞濟之上、当月十五日、此表出立

被成候、乍恐此段御尋二付奉申上候、

已上

蝦夷地御用取扱人

文化八年未二月十九日 北風庄右衛門

病氣二付 代吉右衛門

御番所様

当津

7 家法ケ条書

安政二年(二八五五)正月

当卯年方召仕小もの二至迄、向後定法相立

末々双方為二成候様、相究可申条々

定

一 小もの拾壹才方召抱為相勤可申事

十六才 半元服申付

十七才 本元服申付

三十三才 宿持申付

三十五才 本別家申付

但、右様如此相究置候得共、其人々勤方

行状次第、右年齢不抱遅速可在事

一 小もの置付候ハ、五六月召仕見候上、其人

生質篤と考見候上、人柄不宜歟間二合兼候

ものならば、等閑不致置、早束親元江相断

差歸し可申事

一 小もの半元服申付、本元服迄ハ、二季仕着并

小遣小ものハ五百文宛、半元服之者ハ壹匁文宛

差遣可申事

一 十七才元服申付候ハ、木綿袷羽織秩父之

単羽織等相渡、其余一切自分賄、依之、宿持

候迄者給分相究、当年方三十才迄十六ヶ年

之間、左之通相渡可遣候

初年方廿一才迄 式百目宛

廿二才方廿七才迄 四百目宛  
廿八才方三十才迄 八百目宛  
但、右之通相究置、其年限中取替物差引  
残銀有之ハ預り置、翌年方年八朱利足加ヘ  
宿持候節元利共勘定可相渡候、自然遣  
過候ハ、其分別家申付候節、仕付銀之内ニ而  
引去リ、残銀可相渡事

一三十三才宿持申付候ハ、諸入用銀式貫目相渡、  
本別家迄給分巻ケ年二巻メ五百目宛相渡  
可遣候、尤是迄二心得違馴染女等拵内分ニ而  
困置候様之儀決而不相成、勿論右様之者ハ  
女房二者不相成、本家方差図ヲ請、女房呼取  
可申事

一三十五才首尾能相勤候ハ、本別家可申付、  
其節屋号喜多屋、垂簾并長持、夜具、  
式服等相渡、為給分巻ケ年銀三貫目ツ、相渡  
候間、諸事儉約質素堅相守、勿論家内  
着用もの等者紬二限り、夫方以上之品者堅ク  
不相成、小児たり共同様之事、外二列段  
仕付銀式拾貫目可遣候得共、是者幼年方  
勤功次第二而増減可在之事(略)

### 【地域文化財展示】

#### 1 表系図

#### 2 由緒書

(略)  
右者去ル安永三年十一月十日大坂  
御奉行所方御尋二付、前書之通奉書上候、  
尤私業体之儀者、六代以前享保之頃より  
諸問屋渡世相始、代々相統罷在候、御尋二付、乍恐  
此段以書付奉申上候以上

元治元年

子六月

兵庫津

北風莊右衛門

#### 3 家伝古朝鮮製鍛鉄鑰錠 旧記抄之写

江戸時代後期、明治時代写

(略)

為に思し立ぬる初をわすれず、あ子  
まこハさならなり、ひい子のひい子の末々の  
世までもたゆみ無ういひつかせて  
類ひろう人をふやし物をたくわへ  
時をまちてうそ、人ふゆともわかか人とな

おほしそ、物ふゆともわか物となおほしそ、  
お、ん為の人、お、んためのもので

六右衛門様庄官様御口伝

西二月

彦大夫(花押)

右彦太郎伝来尼セ文書之写、  
当家之根本此外二不出、末段  
殊ニ難有シ、謹而祖先之精神ヲ  
銘記スヘシ

貞忠(花押)

#### 5 和歌短冊

布引滝

幾世経したきのしら系おりはへて  
この布引の名をやなしけん 貞忠

社頭祈世

ゆふ禱かけてそ祈る君か世は  
岩手のもりの神もいれなむ 貞忠

やすらけくこえしむそちもいく重ね  
かさねて千世もありへませ君 正子

#### 6 御用途金三千両献願書稿

(慶応四年「二八六八」)

乍恐奉願上候口上

摂州兵庫津

北風莊右衛門

中古祖白藤「  
勤王志」

「

当今之御時節二至り候二付而者、祖先之志願茂満  
足仕、誠ニ以難有仕合奉存候、依之、下賤之私共ニ御座候  
得共、家系相統仕候上者、志ヲ継何卒「  
勤王之道茂相立、「」仕度、万々之願意ニ罷在候得共、  
数百年来市民ト相成候上者、何等之御用ニも難相立、  
不堪慷慨之至、嘆息罷在候、右二付誠ニ微少之儀ニ者  
御座候得共、金三千両献納仕度、奉懇願候、御聞濟之上、  
今般之御用途ニ御差加江被為 成下候ハ、冥加ニ叶  
難有仕合奉存候、右之段、何卒宜敷御執成之程、  
奉願上候以上

右

北風莊右衛門

参与御役所

#### 7 北風遺事・残燈照古抄

安田貞信

昭和九年(一九三四)・一一年

明治二年(二八六九)九月

【主な参考文献】喜多善平 編・発行『北風遺事・残燈照古抄』(一九六三年・  
「神戸市文献史料」二六(神戸市教育委員会、二〇一〇年)  
翻刻には句読点を加え、漢字は人名等を除いて通行の字体に改めました。  
「北風莊右衛門家文書」について、貴重資料を寄贈いただいた安田信吉氏  
多くのご教示を賜りました高久智広氏(関西大学文学部教授・河野未央氏(武  
庫川女子大学文学部准教授)に、深く感謝申し上げます。